

株式会社ウエーブ 一般事業主行動計画

産前産後休暇または育児休業を取得する社員個々のニーズに対応する労働環境の整備

1.計画期間：平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2.内容：

目標①

「産前産後休業および育児休業を取得する社員に相談案内窓口の周知徹底」

（目標達成のための方策と実施時期）

平成27年4月より、各事業所の相談窓口を全社員が閲覧できる掲示板に掲載し周知する。

目標②

「産前産後休業および育児休業を取得する社員に対し、会社が個別に相談を受け付け、個々のニーズに応じた就業形態を検討する」